



輸出入者の皆様へ AEO制度 のご案内

AEO制度とは

AEO (Authorized Economic Operator) 制度は、貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。

AEO輸出者・AEO輸入者のメリット

メリット①

リードタイムの短縮と安定

- 輸出する貨物を自社の倉庫、工場等に置いたまま輸出許可を受けることができ、リードタイムの短縮が期待できます。
- 輸入する貨物が日本に到着する前に輸入許可を受けることができ、到着後すぐに引き取ることが可能になります。
- 貨物を輸出入する際の税関による審査・検査が軽減されます。

メリット②

コンプライアンス経営の確立

- AEO運営体制の構築により社員の法令遵守やセキュリティに対する意識向上が期待できます。

メリット③

AEO輸入者のキャッシュフロー増加

- 関税・消費税等の納税は貨物引取り後にまとめて行うことができます。
- 最大 2 か月、無担保で関税・消費税等の納税が猶予されます。
※納期限延長制度との組み合わせにより、無担保での納税猶予が最大 4 か月間となります。

メリット④

企業の信用の増大

- 上記①～③のメリットを活かして事業を行うことにより、企業の信用の増大につながります。
- 信頼の証、AEOシンボルマークが使用できるようになります。

※シンボルマークの著作権は、財務省に属しています。



海外のAEO制度との連携（AEO相互承認）

- 現在、13の国/地域とAEO相互承認（AEO制度を有する二国間でそれぞれのAEO制度及びAEO事業者を相互に承認するもの）を締結しています。
- AEO相互承認により、締結した相手国において通関上の審査・検査の軽減等を受けることが可能です。

2024年5月時点



AEO制度利用者（AEO輸出者・AEO輸入者）の声

自社貨物の物流についての予見性が高まり、リードタイムの短縮、在庫減少等によりコスト削減に繋がった。

貨物の輸入について、貨物の引き取り後に一括で納税申告を行うことができ、その際の担保負担が軽減された。



制度について詳しく知りたい方は、函館税関業務部AEO担当まで

TEL : 0138 - 40 - 4254

Mail : hkd-gyomu-aeo@customs.go.jp



【税関HP】